

児童手当 令和6年10月制度改正

令和6年10月から、次のとおり児童手当の制度改正がおこなわれます。

制度改正の内容

▽所得制限の撤廃

▽児童手当の支給対象児童を高校生年代まで延長

▽第3子以降の児童の手当額を3万円に増額

▽第3子加算の算定対象を22歳年度末までの子に拡大

▽児童手当の支給を年6回（2月、4月、6月、8月、10月、12月）に変更

▽児童手当（特例給付）を受給している方のうち、児童の兄弟等（平成14年4月2日から平成18年4月1日までの間に生まれた子）の経済的負担をしており、かつ、養育する児童と経済的負担のある児童の兄弟等の合計人数が3人以上の方など

▽児童手当の支給対象児童を高校生年代まで延長

▽児童手当の支給を年6回（2月、4月、6月、8月、10月、12月）に変更

	改正前 (令和6年9月分まで)	改正後 (令和6年10月分から)
支給対象児童	中学校3年生までの国内に居住(留学中を除く)する児童	高校生年代までの国内に居住(留学中を除く)する児童
所得制限	あり	なし
手当月額	3歳未満……………1万5,000円 3歳から小学校修了前 第1子、第2子……………1万円 第3子以降……………1万5,000円 中学生……………1万円 特例給付……………5,000円	3歳未満 第1子、第2子……………1万5,000円 第3子以降……………3万円 3歳から高校生年代 第1子、第2子……………1万円 第3子以降……………3万円
第3子加算の算定対象	18歳年度末までの子 (平成18年4月2日以降に生まれた子)	22歳年度末までの子 (平成14年4月2日以降に生まれた子)
支給回数	年3回 (2月、6月、10月)	年6回 (2月、4月、6月、8月、10月、12月)

申請が必要な方

次に該当する方は、申請が必要です。

①所得限度額超過を理由に、児童手当（特例給付）を受給していない方

②中学生以下の児童を養育しておらず、高校生年代の児童を養育している方

③児童手当（特例給付）を受給している方のうち、児童の兄弟等（平成14年4月2日から平成18年4月1日までの間に生まれた子）の経済的負担をしており、かつ、養育する児童と経済的負担のある児童の兄弟等の合計人数が3人以上の方など

申請期限 11月15日（金）

▽申請期限を過ぎた後でも、令和7年3月31日までは申請を受付します。ただし、申請期限を過ぎた場合は、令和6年10月分以降の制度改正分の児童手当を、最初の支給月（令和6年12月）から遅れて支給する予定です。令和7年3月31日までに、こども課に申請書類が到着しない場合は、令和6年10月分以降に遡って支給することとはできません（こども課に書類が到着した月の翌月分から支給となります）。

▽マイナンバーカードをお持ちの方

は、令和6年9月以降、ぴったりサービスによる電子申請も対応する予定です。ただし、児童と別居している場合などは、別途添付書類の紙原本の提出が必要です。

その他

▽制度改正後の最初の支給月は、令和6年12月（10月、11月分）となります。

▽制度改正に伴い、支払いごとの通知していましたが「児童手当・特例給付 定期支払通知書」は廃止します（手当月額の改定や支払日の変更があった場合は、別途通知します）。

▽申請の状況（審査内容）によっては、別途書類の提出を求めます。や、認定されない場合があります。

▽公務員の方は、勤務先からの支給となります。詳しくは、勤務先にご確認ください。

問合せ先

こども課 ☎94-11222